



最近のトラブル情報から

貴金属等の訪問買い取り業者にご注意ください！

Q. 電話で「古着を買い取る」と言われたので自宅に来てもらったところ、「古着はダメだが、貴金属を出すよう」に言われ金のネックレスを出してしまった。

重さもはからず、5千円で買い取られたが、よく考えると、思い出の品なので返してほしい。すぐに解約したいが、どうしたらよいか？

A. クーリング・オフできます！

平成25年2月21日から、法律が改正され、訪問した事業者に貴金属等を買収された場合、法定の契約書面交付の日から8日以内なら、無条件に取り戻せることができるようになりました。

ただし、事業者の連絡先を聞いておかないと、クーリング・オフもできなくなるので注意しましょう。

こんなトラブルが起きています。売る前にもう一度、考えましょう！！

- ・突然の訪問による強引な勧誘で怖くてことわれなかった
- ・契約内容や事業者の連絡先がよくわからないので連絡できなかった
- ・金を溶かされて原型が無くなるなど一度引き渡すと、戻ってこなかった
- ・「クーリング・オフできない」と妨害された

契約に関してお困りの場合は、

「[大阪市消費者センター](#)」にご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

エルちゃんの“わん”デ 講座（無料）...ただいま受付中です。

- ・テーマ：知って得する！金融取引・商品の正しい知識
- ・日時：平成25年8月26日（月） 14時00分～16時00分
- ・場所：港区民センター 松竹
- ・申込：電話（6614 - 7522）、[大阪市電子申請システム](#)から

大阪市消費者センター（住之江区南港北2-1-10 ATC ITM棟3階）

- ・電話相談：6614 - 0999（毎日 午前10時～午後5時、12/29～1/3を除く）
- ・メール相談：[大阪市消費者センターホームページ](#)から「[メール相談](#)」にアクセス
- ・面談：大阪市消費者センター

その他の面談場所（要予約）：天王寺サービスカウンター
市民相談室(市役所1階)



メインキャラクター / エルちゃん

トラブルバイバイ